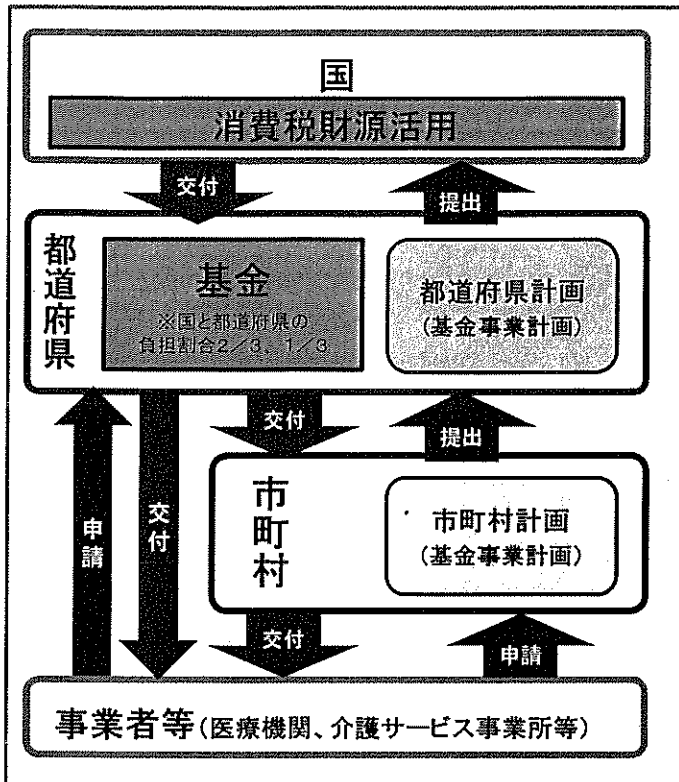


地域医療介護総合確保基金

資料 2

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

地域医療介護総合確保基金の本県の積立・執行の状況

1. 積立の状況(H26～H29)

(千円)

計画年度	I 病床機能分化	II 在宅医療推進	III 医療従事者確保	合計
H26	480,480	232,157	327,363	1,040,000
H27	512,831	36,701	565,912	1,115,444
H28	739,889	11,310	598,690	1,349,889
H29	765,600	28,716	601,284	1,395,600
合計	2,498,800	308,884	2,093,249	4,900,933

2. 執行(取崩)状況及び基金残高(H26～H29)

(千円)

執行年度	I 病床機能分化	II 在宅医療推進	III 医療従事者確保	合計
H26～H28	443,050	168,432	1,450,917	2,062,399
H29見込	536,874	85,944	590,916	1,213,734
残額	1,518,875	54,508	51,416	1,624,800

3. 平成30年度活用予定額

(千円)

計画年度	I 病床機能分化	II 在宅医療推進	III 医療従事者確保	合計
H30	339,345	37,473	491,946	868,764

地域医療介護総合確保基金（医療分） 平成30年度活用予定事業

区分Ⅰ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設設備の整備に関する事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	H30予算
地域医療構想実現に向けた医療機能強化推進事業	救急医療や高度医療を担う「断らない病院」と、地域包括ケアシステムを支える「面倒見のいい病院」の機能強化を促進 指標による病院の医療機能の見える化を実施 「面倒見のいい病院」認証制度の検討	12,212
マイ健康カード導入事業	ICT技術を活用し、患者が自身の診療情報及び服薬情報等を閲覧し活用できる環境を検討	438
ドクターヘリ運航推進事業	奈良県ドクターヘリの運航費用に対する補助等 ドクターヘリ運航経費 運航業務委託、搭乗医師等人件費、運航調整委員会運営等	7,424
医療機能分化・連携促進事業	・病床規模の適正化を図るとともに、他の機能（在宅医療・健康・福祉・介護）へ転換を行う取組に対し補助 ・病床機能分化連携や在宅医療を支援する機能に重点を置く地域包括ケア病棟の整備に対し補助	205,180
地域病院機能強化・再編事業	・将来シミュレーションの実施に対し補助 ・急性期機能の集約化など、病院機能の強化を図る取組を促進	18,100
西和地域病床機能再編事業	西和地域の病床機能再編に向けた調査・分析等	4,914
地域医療・介護連携ICT導入推進事業	医療機関間や医療機関と介護事業所間の情報共有を効率的に行うためのICTシステムの構築と初期導入に対する支援	80,684
病床機能分化・連携情報分析推進事業	地域医療構想実現に向けレセプトデータによる患者の受療や疾病の動向等を分析	8,793
がん患者に対する口腔ケア対策支援事業	医科歯科連携によるがん患者の口腔ケア対策を推進 歯科医師へのがん患者の口腔機能管理等に関する研修会の実施 がん診療連携拠点病院等での医科歯科連携研修会の実施 がん患者の口腔ケアに関する県民向け講習会の実施	1,600
区分Ⅰ 合計		339,345

区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	H30予算
在宅医療広域連携支援事業	保健所を中心として、複数市町村にまたがる医療介護連携のルールづくり等の在宅医療モデルを推進	4,778
在宅医療提供体制確立促進事業	・在宅医療の全県的な展開に向けて、県医師会における在宅医療への参加促進などの取組に対し補助 ・多職種による県内在宅医療提供体制を充実させるための協議会を運営	9,300
在宅歯科医療推進事業	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るため、在宅歯科医療連携室を運営	3,500
訪問看護推進事業	訪問看護を担う人材の育成・確保及び看護の資質向上を図るための研修を実施	1,735
在宅医療看護人材育成支援事業	大学と病院が連携して在宅看護を牽引するリーダーを養成し、県内就業を促進するために設置する奨学金に対し補助	4,800
ならのがん登録推進事業	全国がん登録及び地域がん登録データベースシステムによる登録の実施	7,160
心身障害者歯科衛生診療所設備整備事業	心身障害者・児の治療サービスの向上を図るための歯科診療器等の更新	6,200
区分Ⅱ 合計		37,473

区分Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	H30予算
奈良県救急安心センター運営事業	救急車要請の適否や医療機関案内等の救急相談窓口（＃7119）の運営	83,118
ER体制構築事業	ER体制に向けた取組に対し補助	49,481
産科医療体制支援事業	・産科医の待遇改善を図る医療機関に対し補助 ・新生児科医の処遇改善を図る医療機関に対し補助	18,143
小児救急医療輪番体制整備事業	・小児輪番体制参加病院運営費補助金 ・小児病院輪番体制参加病院連絡会の開催	53,946
小児救急医療支援事業	・中南和の小児初期救急の拠点的役割を果たす橿原市休日夜間応急診療所の運営費に対し補助 ・適正な受診誘導を行うための講習会の開催やガイドブックの作成・配布 ・保護者等からの毎休日及び深夜帯を含む夜間の電話相談窓口（＃8000）の運営	39,073
災害急性期医療体制構築事業	災害発生直後の連絡体制等構築のための災害急性期医療体制等連絡会及び研修・訓練等を実施	2,270
救急搬送・受入実施基準実施事業	救急患者を速やかに適切な医療機関へ搬送するため、e-MATCHから得られるデータを収集・分析し、受入実施基準に反映	700
糖尿病医療連携ネットワーク推進事業	県内の糖尿病医療診療水準の向上を図るため、専門医への紹介基準の運用等、地域の診療所との連携強化を推進 糖尿病専門医ネットワーク協議会及び糖尿病連携説明会の開催 糖尿病医療に関わる人材育成、地域医療連携パスの開発・普及を行う糖尿病学講座の運営に対し補助	33,448
医師確保修学資金貸付金	・緊急医師確保修学資金貸付金 対象 県立医科大学及び近畿大学の緊急医師確保特別入学試験合格者 ・医師確保修学資金貸付金 対象 小児科・産婦人科・麻酔科・救急科・総合診療科・救命救急センター及び総合内科分野・児童精神分野やへき地での勤務を希望する県内外の医学生	252,535
医師配置システムの運営	・医師確保修学資金の貸与を受けた医師に対する継続的なキャリア形成支援と公立・公的医療機関への適切な配置を実施 ・県立医科大学における地域医療学講座の運営に対し補助 地域医療を担う医師のキャリアパスの構築や支援策の研究等 ・県立医大医師派遣センターの医師派遣・配置実績を評価	30,872
医師確保推進事業・へき地医療従事者確保支援事業	・奈良県での就労を希望する医師のための相談窓口を設置し、県内のへき地診療所等に紹介・あっせん ・医学生に対し、県の医療や研修病院に関する情報を提供 ・奈良臨床研修協議会の運営 ・臨床研修病院合同説明会を開催 ・へき地診療所に勤務する医師に係る人件費を補助 ・医学生・看護学生を対象に、へき地診療所での体験実習を実施	5,134
看護師等養成所運営費補助	看護師等養成所の運営費に対し補助	91,079
病院内保育所運営費補助	院内保育施設運営費に対し補助	95,806
ナースセンター機能強化事業	ナースセンターの運営体制を強化し、看護職員の就業を支援 看護師等免許保持者の届出制度の運営 県内各地域（ハローワーク、女性センター等）での巡回相談 ハローワークと連携した就職支援 医療機関等との連携 セカンドキャリア支援研修の実施 看護職員の就業・定着及び復職を支援する相談員の配置	8,160
看護職員資質向上推進事業	・看護職員の資質向上のための研修を実施 実習指導者講習会、看護教員継続研修 ・在宅医療関連分野の認定看護師教育課程等や奈良県立医科大学が実施する特定行為研修の受講を支援する病院等に対し補助 訪問看護ステーションに対し代替職員雇用経費を支援	11,510
新人看護職員卒後研修事業	新人看護職員を対象とした卒後臨床研修を実施するほか、円滑な研修実施体制の確保のため、教育責任者等を対象とした研修を実施	16,755
医療勤務環境改善支援センター事業	医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関における勤務環境改善にかかる取組を支援	2,480
地域包括ケアシステム等を支える医師確保事業	総合診療専門医養成支援事業 県内研修医等へのプロモーション 指導医、専攻医等に対する合同研修会	1,015
地域医療対策協議会運営事業	医療従事者の確保・養成に関する事項について、地域医療関係者との総合的な協議を実施	1,268
区分Ⅲ 合計（※基金を一部活用する事業を含む）		796,793
総計		1,173,611

医政地発 0207 第 4 号
平成 30 年 2 月 7 日

各都道府県衛生主幹(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」(平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号)をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分 I の事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、平成 30 年度以降の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅰについては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」において、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象として差し支えないこととします。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

（注）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。

【標準単価】

1㎡当たり単価：（鉄筋コンクリート）200,900円、（ブロック）175,100円

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

（注1）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）した建物及び医療機器に限り対象とする。

（注2）医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

（注3）建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

（注4）「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

【対象となる勘定科目】

- ・固定資産除却損
- ・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・固定資産売却損（売却収入を含む）

(3) 人件費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（注）地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限り対象とする。

【標準単価】

退職金の割増相当額：上乗せ分負担の補助（上限は6,000千円）

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうためのセミナー、会議等の開催に必要な経費

※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

【対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等